

社発第 T-454 号  
2018 年 12 月 7 日

貸借取引参加者  
代 表 者 殿

日本証券金融株式会社  
代表取締役社長 小林 英三

長谷川香料(株)株式に係る貸借取引の品貸し申込みにおける  
品貸料の最高料率に係る臨時措置の解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長谷川香料(株)株式(4958)につきましては、2018 年 11 月 28 日付社発第 T-435 号により貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を 10 倍とする臨時措置を実施しておりますが、2018 年 12 月 10 日申込日分（12 月 11 日品貸し申込み受付分）より当該臨時措置を解除することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具